

## 約 定

1. 私は、現職会員の資格を喪失したとき、また、この約定及び兵庫県学校厚生会（以下「厚生会」という。）貸付金取扱細則ならびにその他の諸規定の一つにでも違反したときは、未償還元利金を即時一括して償還します。
2. 第1項の債務を履行しなければならぬときは、給付金及び退職手当金等で償還します。なお、債務全額を消滅させるに足りないときは直ちに残額を償還します。  
厚生会は金融情勢の変化、その他相当の理由がある場合は、上記弁済条件第1条で定めた利率を一般に行われる程度の幅で変更することができ、変更にあつては通知文により所属所を通じて通知するものとします。  
金利は標準変動金利を基本とし、すまいる住宅貸付特約書に基づき特約金利を選択できます。特約期間中は選択した特約金利を適用します。特約期間終了後は終了時における標準変動金利が適用され、一定の条件のもとで再び特約が選択できます。
3. 利率の変更は、利率変更後所定の償還月から行い、償還額の変更がなされない場合は、その内訳である元本と利息額をかえるものとします。ただし、支払利息額が償還額を上回る場合は、償還額を厚生会が上記の弁済条件にかかわらず変更することがあります。
4. 最終回返済額は毎月の返済額にかかわらず、残存元本額にその利息を加えた額とします。
5. 厚生会が必要と認めたときは、私が受領すべき退職手当金等（名称の如何を問いません）を厚生会の有する債権に厚生会が認める順序方法により充当処理されても異議ありません。このことにかかる書類作成の必要があれば、いつでもその要求に応じます。
6. 厚生会と保険会社の間で契約している保証保険制度の適用を受けるものとし、保険会社所定の料率による保証保険料を厚生会に毎月の貸付金償還額に加え分割して支払うことに同意します。また、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、保険料率が厚生会と保険会社の間で一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
7. 私の債務不履行に基づく厚生会から保険会社への債権譲渡については何ら異議なく厚生会と保険会社（求債権者）に対して誠意をもって処理します。
8. 厚生会と保険会社の間で契約している団体信用生命保険制度の適用を受けるものとし、但し、万一告知義務違反その他の理由により生命保険会社から保険金の支払いが無かった場合は支払われた保険金の返還請求があつた場合、未償還元利金を即時一括して償還します。
9. 厚生会が必要と認めたときは、厚生会の承認する担保を差し入れ、又は保証人をたて、若しくは追加します。
10. 債務不履行に基づく場合の延滞利息等の額は、利息制限法定めるところにより計算した額に償還に要した費用を加算

- した額の範囲内で定めた額とします。なお、その償還方法、時期は厚生会所定の方法によることに同意します。
11. 厚生会は、借受人が何らかの事由により債務不履行に陥った場合、厚生会に対する預金その他の債権など、その債権の期限等の如何にかかわらず、債務全額と相殺できます。相殺する際には所定の手続きを省略し、払戻し、解約、処分ができます。その取得金を持って全額は、債務の弁済に充当することができます。相殺計算する場合には、債権債務の利息等の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金取扱細則に基づくものとします。
  12. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当然に期限の利益を喪失し、厚生会に対し、残債務全額を直ちに支払います。
    - (1)借受人が本借入証書に定める債務の履行を2回以上怠ったとき
    - (2)借受人が第三者から差押え又は仮差押えを受けたとき
    - (3)借受人が破産又は民事再生の申立をしたとき
  13. 借受人が前項の定めにより期限の利益を喪失した場合には、厚生会は、借受人の厚生会に対する預金債権その他の債権について、その債権の期限等の如何にかかわらず、借受人の残債務全額と相殺できます。相殺する際には、所定の手続きを省略し、払戻し、解約、処分のうえ、その取得金をもって全額債務の弁済に充当することができます。相殺計算する場合には、債権債務の利息等の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金債権その他の債権の利率については、預金取扱細則に基づくものとします。
  14. お名前、住所、その他届け出事項を変更したときは、直ちに書面によって届け出をいたします。その届け出を怠つたために、厚生会からなされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに、到着したものとされても異議ありません。
  15. 私は、抵当権設定の必要な場合、次のとおり行います。
    - (1)住宅金融支援機構・年金福祉事業団を利用した時は、支援機構・年金の抵当権設定登記後1ヶ月以内。
    - (2)その他の場合は、所有権移転登記完了後1ヶ月以内。もし期限内に手続きが完了しない場合は即時一括償還します。
  16. 私は、貸付金の償還が完了する以前に厚生会の承諾なく、この貸付により取得した不動産の全部又は一部を他に入質転貸、又は譲渡等の行為及び価値を減少させる一切の行為をいたしません。
  17. 強制執行の承諾がある公正証書を作成する必要が生じたときは、いつでもその要求に応じます。
  18. 証書の作成等、その他必要費用は私の負担とし、訴訟が生じたときは私の現住所にかかわらず、厚生会本部所在地を管轄する裁判所を充てることに異議ありません。